

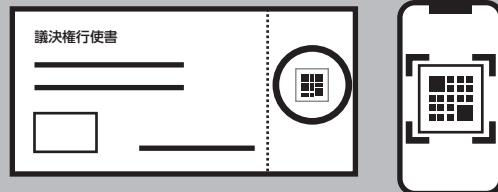
第75回 定時株主総会 招集ご通知

事前の議決権行使について

インターネットまたは書面により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細は3～4頁をご確認ください。

議決権行使期限

2026年5月20日（水曜日）午後5時20分まで



日時

2026年5月21日（木曜日）午前10時

受付開始 午前9時

場所

兵庫県西宮市高松町4番8号

プレラにしのみや5階（プレラホール）

※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

〈展示スペース見学会のご案内〉

ご応募いただきました株主様向けに、本総会終了後、当社本社内の展示スペース見学会を開催いたします。

詳細（応募概要・開催概要等）につきましては、6頁「展示スペース見学会のご案内」をご覧ください。

古野電気株式会社

証券コード：6814

証券コード 6814
2026年4月30日
(電子提供措置の開始日 2026年4月24日)

株 主 各 位

兵庫県西宮市芦原町9番52号

古野電気株式会社

代表取締役 古野幸男
社長執行役員

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の
以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://furuno.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットによって議決権を行使することができまので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年5月20日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県西宮市高松町4番8号
プレラにしのみや 5階（プレラホール）
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役7名選任の件

第3号議案

監査役2名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながらご本人確認のため、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求をいただいていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部をご送付しております。
 - ◎電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 事業報告の「主要な事業内容」「従業員の状況」「会社の株式に関する事項」「主要な営業所および工場」「主要な借入先および借入額」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本総会の結果は、株主総会決議ご通知のご送付に代えてインターネット上の当社ウェブサイト（<https://furuno.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2026年5月21日（木曜日）午前10時

2. 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2026年5月20日（水曜日）午後5時20分必着

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2026年5月20日（水曜日）午後5時20分

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

詳細は4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00~21:00）

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社「IC」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。



- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2026年5月20日（水曜日）午後5時20分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

以上

事前質問のご案内

当社では、第75回定時株主総会に関する決議事項および報告事項に関して、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。

下記の要領をご確認のうえ、以下のサイトよりご記入いただきますようお願いいたします。



1.事前質問受付サイトURL

<https://forms.office.com/r/kChPGXu0F6>



2.受付期間

2026年5月14日（木曜日）午後5時20分まで



3.受付方法

- ① 上記受付期間内に上記サイトより質問を送付ください。
- ② ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックください。



4.事前質問に係るご留意事項

- ・ご質問は、本株主総会の決議事項および報告事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問はお一人様1問、200字以内でご記入ください。
- ・頂戴したご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項について、本株主総会において紹介および回答させていただく予定です。
- ・事前に頂戴したすべてのご質問に対して、必ず回答することを約束するものではありません。回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので予めご了承ください。

展示スペース見学会のご案内

応募概要	応募資格	2026年2月28日現在、当社株式100株以上を保有の株主様 ※株主総会にご出席いただけない場合は、応募されても見学会にはご参加いただけません。
	応募期日	2026年5月13日（水曜日）
	定員	40名 ※応募数が定員を超過した場合は、抽選とさせていただきます。 結果については、当選株主様のみ2026年5月15日（金曜日）中にご連絡いたします。 ※当見学会は歩きながら見学するコースになります。
	応募方法	1 応募フォームへアクセス 以下URLまたはQRコードからアクセス https://forms.office.com/r/vmYKE80DcX  2 株主様の情報を入力 「氏名」、「ふりがな」、「株主番号（議決権行使書に記載）」、「メールアドレス」、「電話番号」を入力 3 回答内容の送信 株主様の情報をすべて入力後「送信」をクリック
開催概要	場所	古野電気株式会社 本社 兵庫県西宮市芦原町9番52号 ※株主総会終了後、当社バスで本社まで移動いただけます。
	日時	2026年5月21日（木曜日）株主総会終了後、80分程度（移動時間含む）
	内容	展示スペースに設置しております当社機器等をご説明いたします。 ※昨年実施時と同様の説明となります。

注意事項

社内記録用として見学会の様子を撮影いたしますので、予めご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。利益配分につきましては継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、会社を取り巻く経営環境と当期の業績を勘案しつつ、株主様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として75円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき160円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

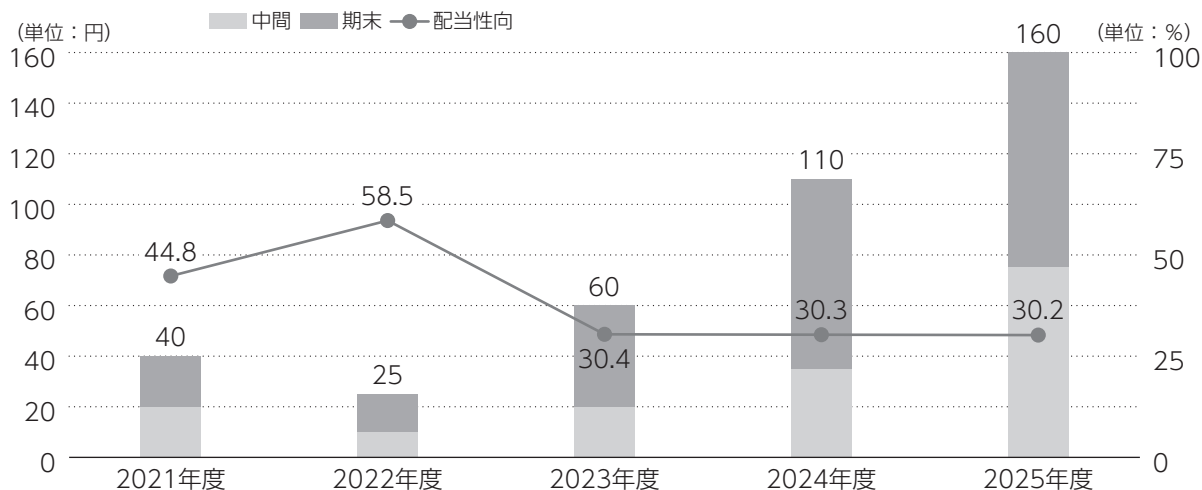
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円、総額2,686,750,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月22日



第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会出席率	候補者の属性
1	ふるのゆきお 古野幸男	男性	代表取締役 (社長執行役員兼CEO)	100% (12回中12回)	再任
2	わいまつかずま 矮松一磨	男性	取締役 (専務執行役員兼CMO)	100% (12回中12回)	再任
3	わだゆたか 和田豊	男性	取締役 (常務執行役員兼CFO)	100% (12回中12回)	再任
4	とくだこうじ 徳田浩二	男性	上席執行役員兼CTO	-	新任
5	ひぐちひでお 樋口英雄	男性	取締役	100% (12回中12回)	再任 社外 独立
6	かがわしんご 香川進吾	男性	取締役	100% (12回中12回)	再任 社外 独立
7	くぼまさこ 久保まさ子	女性	取締役	100% (12回中12回)	再任 社外 独立

(注) CEO：最高経営責任者、CMO：最高マーケティング責任者、CFO：最高財務責任者、CTO：最高技術責任者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
1	 <p data-bbox="284 503 515 580"> <small>ふるのゆきお</small> <small>古野幸男</small> <small>(1948年2月2日生)</small> </p> <div data-bbox="365 595 435 636" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p data-bbox="553 254 1191 560"> 1987年 3 月 当社管理本部副本部長 1987年 5 月 当社取締役管理本部副本部長 1990年 3 月 当社取締役管理本部長 1990年 5 月 当社常務取締役管理本部長 1997年 3 月 当社常務取締役 S I 事業部長 1999年 5 月 当社専務取締役東京支社長 2007年 3 月 当社代表取締役社長 2021年 3 月 当社代表取締役社長執行役員兼CEO（現任） </p> <p data-bbox="553 609 1115 669"> 〔当社における担当〕 安全保障輸出管理本部長、特定輸出申告最高責任者 </p> <p data-bbox="553 707 1336 873"> 〔取締役候補者とした理由〕 古野幸男氏は、経営者としての豊富な経験と実績に基づくリーダーシップで、当社グループの経営を牽引し、当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。 </p>
	<p data-bbox="276 712 523 938"> 〔所有する当社株式の数〕 280,300株 〔取締役在任期間〕 39年（本総会最終時） 〔取締役会出席回数〕 12回／12回 </p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
2	 <p data-bbox="284 480 515 560"> <small>わい まつ かず ま</small> <small>矮 松 一 磨</small> (1960年1月6日生) </p> <div data-bbox="364 571 435 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p data-bbox="551 254 1248 518"> 2006年 3月 当社船用機器事業部営業企画部長 2009年 5月 当社取締役船用機器事業部営業企画部長 2021年 1月 当社取締役船用機器事業部副事業部長 2021年 5月 当社上席執行役員船用機器事業部事業部長 2024年 3月 当社常務執行役員船用機器事業部事業部長 2024年 5月 当社取締役常務執行役員船用機器事業部事業部長 2026年 3月 当社取締役専務執行役員兼CMO（現任） </p> <p data-bbox="551 579 802 639"> [当社における担当] 航空・防衛事業部担当 </p>
	<p data-bbox="278 669 523 896"> [所有する当社株式の数] 35,880株 [取締役在任期間] 2年（本総会終結時） [取締役会出席回数] 12回／12回 </p>	<p data-bbox="551 669 1336 836"> [取締役候補者とした理由] 矮松一磨氏は、経営者としての豊富な経験と営業企画・マーケティング部門を中心とした知見を有し、当社取締役として当社の企業価値の向上に貢献しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。 </p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
3	 <p style="text-align: center;"> <small>わ</small> <small>だ</small> <small>ゆたか</small> <small>和</small> <small>田</small> <small>豊</small> (1959年5月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> </p>	<p>2003年3月 当社船用機器事業部船舶営業部長 2007年5月 当社取締役船用機器事業部船舶営業部長 2015年3月 当社取締役船用機器事業部副事業部長 2015年9月 当社取締役船用機器事業部副事業部長、東京支社長 2016年5月 当社常務取締役東京支社長、船用機器事業部長付 2018年5月 当社監査役 2023年5月 当社取締役常務執行役員兼CFO（現任）</p> <p>[当社における担当] 経営企画部、経理部、人事総務部、IT部、法務室、調達・物流、D&I担当</p>
	<p>[所有する当社株式の数] 33,600株 〔取締役在任期間〕 3年（本総会終結時） 〔取締役会出席回数〕 12回／12回</p>	<p>[取締役候補者とした理由] 和田 豊氏は、経営者としての豊富な経験と船用事業の業務全般の知見を有し、当社取締役として当社の企業価値の向上に貢献しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
4	 <p>とく だ こう じ 徳 田 浩 二 (1965年6月7日生)</p> <p>新任</p>	<p>2018年3月 当社船用機器事業部開発設計統括部長 2021年3月 当社執行役員兼船用機器事業部開発設計統括部長 2024年3月 当社執行役員兼船用機器事業部副事業部長兼開発設計統括部長 2026年3月 当社上席執行役員兼CTO、エネルギー管理統括者（現任）</p> <p>[当社における担当] 研究開発・生産・品質・環境、DX推進、技術研究所、品質統括監理室、知的財産部、技術統括部、超音波TDセンター担当</p>
	<p>[所有する当社株式の数] 13,010株 [取締役在任期間] — [取締役会出席回数] —</p>	<p>[取締役候補者とした理由] 徳田浩二氏は、開発・技術の業務全般の知見を有しており、当該知見をもとに当社取締役として当社の経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
5	 <p data-bbox="284 567 515 642">樋口 英雄 (1950年3月5日生)</p> <p data-bbox="296 662 503 700">再任 社外 独立</p>	<p data-bbox="551 250 1348 687"> 2004年6月 オムロン株式会社執行役員業務改革本部長 2007年6月 同社執行役員常務 事業プロセス革新本部長 2008年12月 同社執行役員常務 事業プロセス革新本部長兼グループ戦略室長 2009年3月 同社執行役員常務 グループ戦略室長 2011年11月 ソロエル株式会社社外取締役 2012年3月 同社取締役 2012年6月 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社（現ビジネスエンジニアリング株式会社）社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（現任） 2016年6月 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社（現ビジネスエンジニアリング株式会社）社外取締役 </p> <p data-bbox="551 731 763 792">[重要な兼職の状況] なし</p>
	<p data-bbox="276 837 523 1064"> [所有する当社株式の数] 一株 [社外取締役在任期間] 10年（本総会終結時） [取締役会出席回数] 12回/12回 </p>	<p data-bbox="551 837 1335 1064"> [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 樋口英雄氏は、製造業における会社経営者ならびに社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての見地から適切な助言・意見を述べており、当社の取締役会の監督機能強化に資するものと判断します。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 </p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
6	 <p data-bbox="284 662 515 742">か がわ しん ご 香 川 進 吾 (1958年3月8日生)</p> <p data-bbox="296 757 503 798">再任 社外 独立</p>	<p data-bbox="550 247 1347 308">2012年 4月 富士通株式会社執行役員ネットワークサービス事業本部長 兼映像ネットサービス事業部長</p> <p data-bbox="550 319 1347 379">2012年 6月 同社執行役員アウトソーシング事業本部長兼映像ネットサ ービス事業部長</p> <p data-bbox="550 390 1347 450">2015年 4月 同社執行役員常務インテグレーションサービス部門副部門 長兼ネットワークサービス事業本部長</p> <p data-bbox="550 461 1347 491">2016年 4月 同社執行役員専務最高技術責任者デジタルサービス部門長</p> <p data-bbox="550 501 1347 532">2018年 4月 株式会社富士通総研 代表取締役社長</p> <p data-bbox="550 542 1347 573">2020年 4月 APAMAN株式会社特別顧問</p> <p data-bbox="550 583 1347 613">2020年 5月 当社社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="550 624 1347 684">2020年10月 株式会社DigilT (現SS Technologies株式会社) 代表取締 役社長</p> <p data-bbox="550 695 1347 756">2021年10月 SS Technologies株式会社 (旧株式会社DigilT) 取締役会 長</p> <p data-bbox="550 766 1347 796">2022年 5月 ミニストップ株式会社社外取締役 (現任)</p> <p data-bbox="550 807 1347 837">2023年 1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役</p> <p data-bbox="550 848 1347 908">2026年 1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役 監査等委員 (現 任)</p> <p data-bbox="550 919 1347 1003">〔重要な兼職の状況〕 ミニストップ株式会社社外取締役 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役 監査等委員</p>
	<p data-bbox="278 1034 521 1064">〔所有する当社株式の数〕</p> <p data-bbox="364 1075 435 1105">600株</p> <p data-bbox="284 1115 515 1146">〔社外取締役在任期間〕</p> <p data-bbox="284 1156 505 1186">6年 (本総会終結時)</p> <p data-bbox="296 1197 505 1227">〔取締役会出席回数〕</p> <p data-bbox="334 1238 467 1268">12回/12回</p>	<p data-bbox="550 1034 1195 1064">〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕</p> <p data-bbox="550 1068 1332 1268">香川進吾氏は、ICT (情報通信技術) 企業における経営者としての豊 富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての見地から適 切な助言・意見を述べており、当社の取締役会の監督機能強化に資する ものと判断します。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会 の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割 を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況
7	 <p data-bbox="281 556 520 625">くぼ まさこ 久保 雅子 (1959年10月12日生)</p> <p data-bbox="296 641 505 681">再任 社外 独立</p>	<p data-bbox="553 247 1327 598"> 2011年 6月 オムロンパーソネル株式会社取締役 2015年 4月 同社代表取締役社長 2018年 4月 オムロン株式会社執行役員 2018年 4月 オムロン エキスパートリンク株式会社代表取締役社長 2022年 4月 京都女子大学地域連携研究センター特定教授 2022年 6月 日東工業株式会社社外取締役 (現任) 2023年 6月 公益財団法人京都オムロン地域協力基金専務理事 (現任) 2024年 5月 当社社外取締役 (現任) 2026年 4月 京都女子大学地域連携研究センター特命教授 (現任) </p> <p data-bbox="553 641 1103 772"> 〔重要な兼職の状況〕 京都女子大学地域連携研究センター特命教授 日東工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都オムロン地域協力基金専務理事 </p> <p data-bbox="553 802 1335 1070"> 〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 久保雅子氏は、人事関連業務・人材サービス企業における会社経営者ならびに社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。主に経営者としての見地から適切な助言・意見を述べており、当社の取締役会の監督機能強化に資するものと判断します。また、任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名・報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 </p>
	<p data-bbox="281 817 520 1044"> 〔所有する当社株式の数〕 200株 〔社外取締役在任期間〕 2年 (本総会最終時) 〔取締役会出席回数〕 12回/12回 </p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 樋口英雄、香川進吾および久保雅子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、樋口英雄、香川進吾および久保雅子の各氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である樋口英雄、香川進吾および久保雅子の各氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

-
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役になされた場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません）。なお、次回更新時には同内容で更新する予定であります。
5. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、徳田浩二氏の選任が承認された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件


監査役村中徹および山田昌吾は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任いただく監査役の任期は、2030年5月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	 <p>やま だ しょう ご 山 田 昌 吾 (1966年1月25日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1996年4月 公認会計士登録（現任） 2013年7月 山田昌吾公認会計士事務所所長（現任） 2014年3月 東洋炭素株式会社社外監査役 2015年3月 東洋炭素株式会社社外取締役 2015年6月 株式会社コンテック社外取締役 2020年1月 TOMOE VALVE INDUSTRY PTE LTD取締役COO 2022年1月 TOMOE VALVE INDUSTRY PTE LTD取締役（現任） 2022年5月 当社社外監査役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 山田昌吾公認会計士事務所所長、TOMOE VALVE INDUSTRY PTE LTD取締役</p>
	<p>〔所有する当社株式の数〕 8,000株</p> <p>〔監査役在任期間〕 4年</p> <p>〔取締役会出席回数〕 12回/12回</p> <p>〔監査役会出席回数〕 14回/14回</p>	<p>〔社外監査役候補者とした理由〕</p> <p>山田昌吾氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役を4年間勤め、公認会計士としての専門的知見に加え、経営者としての豊富な経験から適切な意見・提言をいただいております。引き続き当社の社外監査役としてその職務に当たっていただきたく選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
2	 <p data-bbox="284 485 515 560"> <small>さる き ひで かず</small> 猿木秀和 (1976年3月2日生) </p> <p data-bbox="296 576 503 621"> 新任 社外 独立 </p> <p data-bbox="278 677 523 979"> [所有する当社株式の数] ー株 [監査役在任期間] ー [取締役会出席回数] ー [監査役会出席回数] ー </p>	<p data-bbox="550 250 1347 470"> 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 2011年5月 同事務所パートナー（現任） 2015年9月 西村証券株式会社社外監査役（現任） 2021年3月 一般社団法人感染制御消毒滅菌対策協会監事 2022年6月 株式会社ダスキン社外監査役（現任） </p> <p data-bbox="565 520 1342 616"> [重要な兼職の状況] 弁護士法人三宅法律事務所パートナー、西村証券株式会社社外監査役、株式会社ダスキン社外監査役 </p> <p data-bbox="553 677 1332 837"> [社外監査役候補者とした理由] 猿木秀和氏は、弁護士として培ってきた豊富な経験と専門的な知識に基づき、当社の経営全般について客観的立場から公正な監査を期待できることから、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 </p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田昌吾および猿木秀和の各氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、山田昌吾氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。また、猿木秀和氏が当社の社外監査役に選任された場合、同氏につきましても、東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

-
3. 当社は、社外監査役候補者である山田昌吾氏と責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、猿木秀和氏が当社の社外監査役に選任された場合には、新たに同氏との間に同様の内容の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任をした場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、次回更新時には同内容で更新する予定であります。
 5. 当社は、監査役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。山田昌吾氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、猿木秀和氏の選任が承認された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。

ご参考：取締役・監査役のスキルマトリックス（予定）

注 ◎…主スキル/経験、○…副スキル/経験（主・副合計で最大3個まで記載）

地位	氏名	企業経営	販売・マーケティング	研究開発・生産技術	財務・会計	法務・リスク管理	人事・人権	IT・DX	グローバル経験
代表取締役 社長執行役員兼CEO	古野 幸男	◎				○	○		
取締役 専務執行役員兼CMO	矮松 一磨		◎					○	○
取締役 常務執行役員兼CFO	和田 豊	○			◎				○
取締役 上席執行役員兼CTO	徳田 浩二			◎				○	○
社外取締役	樋口 英雄	◎		○				○	
社外取締役	香川 進吾	◎		○				○	
社外取締役	久保 雅子	◎					○		

地位	氏名	企業経営	販売・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル経験
監査役	飴谷 樹徳		◎			○
社外監査役	山田 昌吾	○		◎		○
社外監査役	猿木 秀和				◎	


第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況
 河野隆志 (1957年1月17日生) 社外 独立	2009年7月 住友ゴム工業株式会社監査部長 2012年1月 同社経理部長 2014年3月 同社執行役員 経理部長 2019年3月 同社常勤監査役 [重要な兼職の状況] なし
[所有する当社株式の数] 一株	[補欠の社外監査役候補者とした理由] 河野隆志氏は、住友ゴム工業株式会社における経理部門での責任者や常勤監査役としての豊富な経験と高い見識を有していることから、監査役として役割を十分に果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野隆志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
3. 当社は、補欠の社外監査役候補者である河野隆志氏が社外監査役に就任した場合には、責任限度額を会社法第425条第1項の最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

-
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません）。河野隆志氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、監査役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。河野隆志氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同様の補償契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月24日開催の当社第56回定時株主総会において、年額4億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含みません。）とし、また、2020年5月28日開催の当社第69回定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を5万株とすることについてご承認をいただいております。

今般、中期的な経営計画目標の着実な達成を促し、当社の業績および株式価値と当社取締役の報酬との連動性を高めるため、対象取締役に対し、予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式であって、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従うもの（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記3.にて定義されます。以下同じです。）につき3億円を上限として設定いたしたいと存じます。ただし、対象期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり1億円を超えない範囲での支給といたします。なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、各対象期間に含まれる事業年度末日に対応する1事業年度あたりに換算した譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2026年2月28日時点）に占める割合は0.16%程度と希釈率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告「2.会社役員に関する事項（2）取締役および監査役の報酬等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、同項目の（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると考えております。

また、現在の当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合でも同様となり、対象取締役は4名となります。

【本制度の概要】

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることになります。

また、金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記4.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各対象期間につき15万株を上限といたしたいと存じます。ただし、対象期間は、複数の事業年度を対象とし、当該期間にわたる職務執行の対価に相当する数を一括して支給する方法を想定していることから、実質的には1事業年度あたり5万株を超えない範囲での支給といたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

3. 交付要件等

(1) 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算出方法を予め定めたとうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始日以降、最初に開催される当社定時株主総会開催日から業績評価期間満了日以降に最初に開催される当社定時株主総会開催日までの期間（以下、「対象期間」といいます。）中の勤務期間に応じて算定される数の譲渡制限付株式を、対象期間終了後に交付します。

(2) 本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が死亡その他正当な理由により当社の取締役の地位から退任した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役（死亡により退任した場合には当該対象取締役の承継者となる相続人）に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

(3) 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

(4) 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任した場合および一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（取締役会において定めます。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて譲渡制限付株式は交付されません。

（ご参考）当初の業績評価期間における業績目標達成度

当初の業績評価期間は第76期事業年度から第78期事業年度（2026年3月1日～2029年2月28日）とし、業績目標達成度は、連結営業利益、連結ROE、相対TSR、ESG等の指標を用いて当社取締役会において予め決定する算定方法により12.5%から175%の範囲で算定されるものとする予定です。

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、本制度に基づき当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとしたします。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限ります。）には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

(ご参考)

当社は、当社の執行役員に対しても、上記と同様の業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬を支給する予定です。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税政策の影響、各国の金融政策に伴う物価動向や金融・資本市場の変動に加え、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張の激化等、先行きが不透明な状況が続いております。米国は、関税コストの商品販売価格への転嫁等が個人消費の下押し圧力となりましたが、株高による資産効果が高所得者層の消費を押し上げたほか、企業の設備投資も増加し、総じて堅調に推移しました。欧州は、米国関税の影響等による輸出の停滞がある一方、好調なサービス業を中心に個人消費は底堅く推移し、総じてプラス成長を維持しました。中国は、政府の景気刺激策に伴う消費の下支えにより個人消費を押し上げましたが、政策効果の一巡や長引く不動産投資の停滞等により成長の勢いが鈍化しました。わが国においては、米国関税による輸出の減少等が下押し圧力となりましたが、良好な所得環境による個人消費の増加等により、内需は底堅さを維持しました。

このような経済環境の中、当社グループは、2031年2月期に向けた経営ビジョン「FURUNO GLOBAL VISION “NAVI NEXT 2030”」のもと、事業ビジョン「安全安心・快適、人と環境に優しい社会・航海の実現」および人財・企業風土ビジョン「VALUE through GLOBALIZATION and SPEED」を掲げ、持続的な成長に向けた経営を推進しております。現在、利益水準の向上、売上規模の拡大による成長投資の資源捻出、サステナブル経営の実行を主な基本施策とする中期経営計画フェーズ2（2024年2月期～2026年2月期）の最終年度を終えました。また、2027年2月期より、「中期経営計画フェーズ3」の初年度を迎えます。フェーズ3のこれから3年を「過去最高業績の更新で得た力を将来成長に投じ、積極投資で成長基盤を築く3ヶ年」と位置付け、市況変動に左右されない事業構造への変革を推進します。また、持続的成長の実現に向け、人財をはじめとする経営資源への積極的な投資を進めてまいります。

当社グループの関連する市場において、船用事業のうち商船向け市場では、高止まっていた船価は若干下落しているものの、過去水準と比較すると依然高水準で推移しております。一方で、船舶需要の不確実性により新造発注隻数は以前より減少しておりますが、GHG（温室効果ガス）排出量削減のための代替燃料船需要は依然として高く、造船会社の手持ち工事量は継続して増加し、高い水準を保っております。漁業向け市場では、主にアジアの需要が好調に推移しました。プレジャーボート向け市場では、ボート購入時のローン金利の影響や物価高を背景に北米の中小型艇を中心に需要が軟調に推移しました。

産業用事業では、ITS・GNSS市場における国内の自動車販売台数は回復傾向にあります。5Gエリア拡大に伴う携帯電話向け基地局数は高水準を維持しました。ヘルスケア市場においては、IVD（体外診断用医療機器）等の機器設置需要は堅調でした。防衛装備品事業における国内の防衛関連市場は、防衛予算の増額に伴い拡大しました。

無線LAN・ハンディターミナル事業における国内の教育ICT市場では、ICT整備に関する通信インフラ機器の更新需要は低調に推移しました。

当連結会計年度に適用した米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ150円および169円であり、前年同期に比べ米ドルは約0.4%の円高水準、ユーロは約3.3%の円安水準で推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,406億1千6百万円（前年同期比10.8%増）となりました。営業利益は162億4千6百万円（前年同期比23.3%増）、経常利益は182億9千1百万円（前年同期比29.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は167億3千5百万円（前年同期比46.1%増）となりました。

売上高および全段階利益において前年同期比で大幅に増加しました。3年連続で過去最高の売上高・利益を更新したと同時に、売上高および営業利益率については、2018年12月に策定した「FURUNO GLOBAL VISION "NAVI NEXT 2030"」で掲げた2031年2月期の成長目標である連結売上高1,200億円、営業利益率10%を2年連続で達成する結果となりました。

加えて、ROE（自己資本利益率）は、当期利益が大幅伸長した結果、20.7%と大きく向上しました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。セグメント利益は、営業利益ベースの数値であり、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

船用事業

船用事業では、商船向け市場での代替燃料船需要による造船会社の高い手持ち工事量を背景に、一部の造船所の建造能力増強もあり新造船向け販売が継続して増加しました。また、既存船のリプレイス需要や保守サービス需要も好調に推移したことから、機器販売および保守サービス売上も増加しております。米州では、プレジャーボート向け市場は軟調に推移しておりますが、今期上市した戦略製品を中心に販売が増加しました。欧州では、主に商船の既存船向け機器の販売や保守サービスが高い水準を維持しました。アジアでは、主に商船の新造船向け機器の販売が継続して増加し、保守サービスが堅調に推移しました。日本では漁業向け機器の販売が減少しましたが、商船向けの機器販売や保守サービスが増加しました。この結果、船用事業の売上高は1,211億4千7百万円（前年同期比11.5%増）となりました。セグメント利益は167億6千3百万円（前年同期比25.7%増）となりました。

産業用事業

産業用事業では、ヘルスケア事業における主に中国市場でのコスト競争の激化による影響から生化学分析装置の販売が減少しました。ITS・GNSS事業においては、時刻同期製品の販売が海外向けを中心に好調に推移しました。また、防衛装備品事業では、新たな生産管理システムへの移行による影響は解消され、生産出来高は継続して増加しました。この結果、産業用事業の売上高は158億2千1百万円（前年同期比11.3%増）となりました。セグメント利益は7億8千2百万円（前年同期比57.8%増）となりました。

無線LAN・ハンディターミナル事業

無線LAN・ハンディターミナル事業では主に文教市場向けの需要環境は低調に推移し、無線LANアクセスポイントの販売が減少しました。この結果、無線LAN・ハンディターミナル事業の売上高は33億5百万円（前年同期比10.5%減）となりました。セグメント利益は1億3千2百万円（前年同期比33.2%減）となりました。

その他

その他の売上高は3億4千1百万円（前年同期比6.4%減）、セグメント損失は1億1千4百万円（前年同期のセグメント損失は1億2千5百万円）となりました。

セグメント別の売上高およびセグメント利益

(単位：百万円)

セグメント区分		第74期 (2025年2月期)	第75期 (当連結会計年度) (2026年2月期)	前年同期比	
				金額	増減率 (%)
船用事業	売上高	108,678	121,147	12,469	11.5
	セグメント利益	13,334	16,763	3,428	25.7
産業用事業	売上高	14,214	15,821	1,606	11.3
	セグメント利益	496	782	286	57.8
無線LAN・ ハンディターミナル	売上高	3,694	3,305	△388	△10.5
	セグメント利益	197	132	△65	△33.2
その他	売上高	365	341	△23	△6.4
	セグメント損失 (△)	△125	△114	11	—

(注) 船用事業は航海機器、漁労機器および無線通信装置など、産業用事業は医療機器、ITS機器、GPS機器および航空機用電子装置など、無線LAN・ハンディターミナル事業は無線LANシステムおよびハンディターミナルなど、その他は電磁環境試験事業などであります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、4,708百万円であります。
当連結会計年度に投資した設備・ソフトウェア等の主なものは、次のとおりであります。

種 類	内 容	金 額
ソ フ ト ウ エ ア	業 務 使 用 目 的	1,032 百万円
	製 品 開 発 目 的	1,126 "

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 経営基本方針、中期経営計画ならびに対処すべき課題

①経営基本方針

当社グループは、「会社存立の原点は社会の役に立つことである」「経営は創造である」「社員の幸福は会社の発展と共にある」との経営理念を掲げております。また、当社グループ社員の行動指針は、「未来に向かう」「最良に挑む」「独創を貫く」「率直を好む」を謳っております。当社は今後も、これらを普遍的な価値観として尊重しつつ、2018年12月に迎えた創立70周年を機に、2031年2月期までに目指す姿を示す新たな経営ビジョン「FURUNO GLOBAL VISION “NAVI NEXT 2030”」を策定しました。本ビジョンは「事業ビジョン」と「人財・企業風土ビジョン」の2つで構成され、その実現に向けた諸活動を展開することを通じて、顧客提供価値と企業価値の両面を持続的かつ発展的に高める方針です。

「FURUNO GLOBAL VISION “NAVI NEXT 2030”」の概要は、次のとおりです。

a.事業ビジョン「安全安心・快適、人と環境に優しい社会・航海の実現」

この事業ビジョンは、「当社グループのすべての事業は、海でも陸でも、安全安心かつ快適であることを前提に、人と環境に優しい社会や航海の実現を目指す」という、“わたしたちが最も優先する価値”を表現しております。これまで当社グループが事業活動で重視してきた「安全安心」「環境」という提供価値を、「安全安心」と「快適」、「環境」と「人」の視点へ拡大することで、既存事業での顧客提供価値の拡充や周辺領域での新規事業育成を推進するための新たな道しるべとします。

当社グループは、創立以来、「事業を通じた社会的課題の解決」を果たすべき使命としてまいりました。近年、国際社会では、持続可能で安全・安心な社会の実現に向けた取り組みが企業にも広く求められており、企業活動を通じて環境保全や社会的価値の創出に貢献することが重要性を増しております。当社グループは今後も、創立当初から受け継ぐ価値観を大切にしつつ、持続可能な社会の形成に資する視点を企業運営および事業活動に取り入れ、事業を通じて社会への貢献に努めます。

b.人財・企業風土ビジョン「VALUE through GLOBALIZATION and SPEED」

企業運営における重要な経営資源である人財と企業風土については、経営理念ならびに行動指針を普遍的な価値観として尊重したうえで、事業ビジョンの実現に向けて重点的に強化・評価する基軸として「VALUE through GLOBALIZATION and SPEED」を謳い、3つのポイントを定めました。

(VALUE) さらなる価値共創への挑戦

わたしたちはビジョンを深く理解し、高い自律性を持って行動していくことで、社会へのさらなる価値を、当社グループに関わるすべてのステークホルダーと「共に」創り上げていきます。

(GLOBALIZATION) グローバリゼーションの浸透

わたしたちはグローバルマインドセット*を醸成し、ビジョン実現に向けて、社内外の資源を所属、地域、国等の属性に依らず最適かつ最大限に活用いたします。

* 異なる文化・習慣・価値観を持つ人たちやグループに対して影響を与えることを可能とする思考を意味しております。

(SPEED) 迅速かつ柔軟な判断と行動

わたしたちは変化することに躊躇せず、新しい時代を創り続けることを目指します。

当社グループは、創立から間もない1955年に「世界のフルノ」を宣言し、海外展開を加速してまいりました。現在では連結売上高のうち海外売上比率が7割を超え、世界100カ国以上に開発・生産・販売・サービス拠点を有する体制を構築しております。今後は、これまでの海外展開に基づくグローバル化にとどまらず、多様な文化・習慣・価値観を包含した広義の“グローバリゼーション”を推進してまいります。これにより、事業および市場の特性に応じて、当社グループ内の多様な人財や組織機能を有機的に結び付け、その能力や強みを最大限に発揮できる体制を整えるとともに、顧客や取引先との連携を積極的に進め、多様な視点を活かした価値創造を図ってまいります。こうした取り組みを通じて顧客提供価値と企業価値の最大化を実現し、名実ともに「世界のフルノ」を目指します。

「FURUNO GLOBAL VISION “NAVI NEXT 2030”」の実現は、次の3つのフェーズに分けて段階的かつ速やかに挑む方針です。

【フェーズ1・・・変える】

事業の体質改善による資源の捻出・体力強化のフェーズ(2021年2月期～2023年2月期)

【フェーズ2・・・つなぐ】

技術と事業の柱・収益構造の構築に向けた行動のフェーズ(2024年2月期～2026年2月期)

【フェーズ3・・・変わる】

あるべき企業規模・収益性・事業構造を実現するフェーズ(2027年2月期～2031年2月期)

②中期経営計画および目標とする経営指標

当社グループは、2026年2月に、2027年2月期から2029年2月期までの3年間を対象期間として、新たな中期経営計画を策定しました。当計画を「過去最高業績の更新で得た力を将来成長に投じ、積極投資で成長基盤を築く3ヶ年」と位置付け、市況変動に左右されない事業構造への変革を推進します。また、持続的成長の実現に向け、人財をはじめとする経営資源への積極的な投資を進めてまいります。最終年度にあたる2029年2月期には、売上高1,500億円、営業利益率10%以上、ROEおよびROIC10%以上を計上し、総還元性向40%相当を安定的に実現できる経営基盤の構築を目指します。

※2026年2月期の売上高は1,406億円、営業利益率は11.6%、ROEは20.7%、ROICは15.5%、配当性向30.2%となりました。なお、算定に用いる実効税率は、税効果会計の影響を反映した実際の税率を使用しております。

【主な基本施策】

a.収益性の確保

生産性の一層の向上に取り組むとともに、粗利率の改善、販管費の効率的な活用、業務プロセスの再構築等により積極的な投資を支える収益基盤の強化を推進します。さらに、ROICを重視した事業ポートフォリオ経営を推進し、資本効率の向上を目指します。

b.更なる売上規模の拡大

船用事業では、商船市場の換装におけるシェア拡大や保守メンテナンス事業の更なるグローバル展開を目指します。また、プレジャーボート向け市場での戦略製品の投入やワークボート市場への投資強化を推進します。産業用事業では、時刻同期事業の更なるグローバル展開、防衛装備品事業における生産体制の強化・販売拡大を目指します。さらに、データサービス事業の拡大やAI推進部門の新設による技術革新の加速、また、既存事業の枠を超えた取り組みによる英知の集約と新たなビジネスの創出により更なる成長を目指します。

c.サステナブル経営の強化

新人事ビジョンに基づく人的資本経営の推進やDX人財・グローバル人財等の採用強化等の人財投資や、売上増加に伴う生産システムの強化やスマート工場プロジェクトの推進等の設備投資を推進します。また、更新時期を迎えた建物の刷新等による職場環境の改善等のインフラ投資の他、ROIC経営による経営管理の高度化やBCP含むリスクマネジメントの強化により経営基盤を強固にし、持続可能な成長を実現します。

【個別事業戦略】

(船用事業)

- a.商船向け市場では、新造船向けシェアの維持に加え、換装においてはこれまでに築いてきた顧客基盤を活用し、売上・利益の拡大を目指します。サービスについては、自社によるサービス提供エリアの拡大や、リモートモニタリングを活用した効率的なサービス体制の構築を推進します。
- b.漁業向け市場では、ハード／ソフト両面から漁業者を支援するソリューションとして「勘と経験の見える化」を推進し、操業の効率化および安全性向上に寄与する製品、サービスの提供に取り組みます。
- c.プレジャーボート向け市場では、顧客ニーズを的確に反映した商品企画を継続するとともに、クルージングやカジュアル用途のボートユーザーへの販路拡大を目指します。
- d.ワークボート向け市場では、国内外を問わず、官公庁船向け機器の開発および計画的な販売投入を進めるとともに、他のワークボート案件の安定的な受注獲得を目指します。

(産業用事業)

GNSS技術の更なる高度化や海外市場での販促強化やITS技術の強化と社会実装の推進を図ります。防衛装備品事業では、高まる需要へ対応すべく、開発や生産体制の整備を継続しながら、原価管理の精度向上による収益性の確保や適正なコスト構造の維持による利益の安定化を目指します。

(無線LAN・ハンディターミナル事業)

無線LANアクセスポイントの文教市場でのリプレイス需要を着実に取り込むとともに、ソフトウェアサービス基盤の強化や商品ラインナップの更なる拡充も図りながら、新規市場の開拓を推進します。

【フェーズ2 主な基本施策の取り組み結果について】

a.利益水準の向上

生産・販売・品質・在庫の各領域において基本施策を着実に推進してまいりました。生産面では、スマート工場化を進めることで生産リードタイムの短縮と生産能力の強化を図りました。販売面では、販管費の最適配分や価格の見直し等を通じて、主力製品の利益向上に取り組みました。品質面では、品質・設計管理手法の展開による未然防止と品質の安定化に努め、製品信頼性の向上を進めました。また、在庫面では、長納期部材の影響に伴う評価損の発生を踏まえつつ、適正な在庫水準の確保に向けた取り組みを継続しています。

b.売上規模の拡大

船用事業では、保守・メンテナンスサービスや機器拡販の機会創出により売上拡大を図るとともに、プレジャーボート向け市場において戦略商品の上市を進め、特に米州を中心に販売が伸長しました。産業用事業では、成長期待事業と位置付ける時刻同期製品について海外向け販売が順調に拡大したほか、防衛装備品事業では旺盛な受注を背景に生産体制の強化と販売拡大を実現し、売上規模の拡大に寄与しました。

c.サステナブル経営の実行

マテリアリティの特定から体制整備まで、各領域で取り組みを進めてまいりました。まず、持続可能な社会への貢献と企業価値向上の実現を目指し、当社として重点的に取り組むべきマテリアリティを特定しました。気候変動対応では、GHG排出量削減に向けた取り組みを進めるとともに、TCFD提言に準拠した気候関連情報の開示を実施しました。今後は、TNFD提言にも準拠した情報開示を段階的に推進してまいります。人財戦略では、新人事ビジョンを策定し、その方針に基づき、働き方改革やD&I推進等、多様性を活かし成長を促す人財施策を展開しました。さらにガバナンス体制では、ガバナンス強化を目的にサステナブル委員会を設置し運営を開始したほか、サイバーセキュリティ対応や製品安全に関する体制強化を進め、企業としての信頼性向上に取り組んでいます。

③対処すべき課題

世界経済は、米国の関税政策を含む通商環境の変化や、各国の金融政策の相違に伴う物価動向、さらに金融・資本市場の変動等、引き続き不確実性の高い状況にあります。一方で、金融緩和に転じる国が増えつつあり、主要国での利下げや金融環境の緩和が景気の急激な落ち込みを回避し、一部地域では回復の兆しも見られています。こうした外部環境の下、当社グループは持続的な成長の実現に向け、事業基盤の強化と成長に資する施策を継続的に推進してまいります。また、当社グループが取り組むべき重要な課題に対し、適切な施策を進めることで、社会・顧客の期待に応えつつ、グループ全体としての企業価値向上につなげてまいります。

重要な課題	主な施策
事業を通じた社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none">・安全で効率的な航行の実現・安全操業と水産資源の持続的利用への貢献・安心、快適なマリライフの創造・交通、通信、社会インフラの安定化支援・国民の安全、安心の確保への貢献
更なる成長に向けた技術の進化	<ul style="list-style-type: none">・海難事故、人手不足解消に向けた自律航行技術の研究開発・リモートサービス、スマート漁業等を含むExternal DXの推進・無形資産の戦略的活用
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none">・環境負荷低減に配慮した製品開発・環境マネジメントの強化・気候変動対策およびGHG排出削減の推進・生物多様性保全と海洋環境の保護
人財の活躍	<ul style="list-style-type: none">・多様性の尊重とインクルーシブな環境づくり・人財育成とキャリア形成の支援・人権尊重の徹底・持続的な人財確保と生産性の向上・働きがい向上と従業員エンゲージメントの強化
経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none">・経営の透明性とガバナンス強化・情報セキュリティ、サイバーセキュリティ対策の強化・責任ある持続可能なサプライチェーンの構築・安全保障輸出管理の徹底

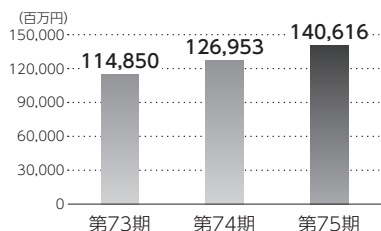
株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

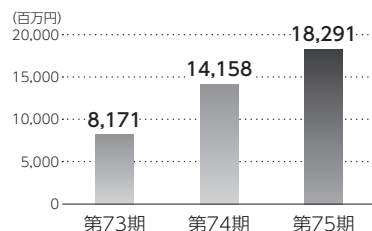
区 分	第 72 期 (2023年 2 月期)	第 73 期 (2024年 2 月期)	第 74 期 (2025年 2 月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2026年 2 月期)
売 上 高 (百万円)	91,325	114,850	126,953	140,616
経 常 利 益 (百万円)	2,593	8,171	14,158	18,291
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,348	6,240	11,457	16,735
1 株当たり当期純利益 (円)	42.72	197.61	362.64	529.53
総 資 産 (百万円)	106,396	114,409	123,519	141,364
純 資 産 (百万円)	52,503	61,436	72,619	89,772
1 株当たり純資産 (円)	1,651.04	1,932.38	2,284.52	2,826.61

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1 株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ自己株式数を控除して算出しております。

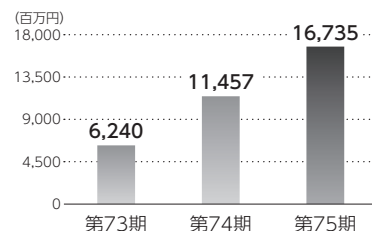
■ 売上高



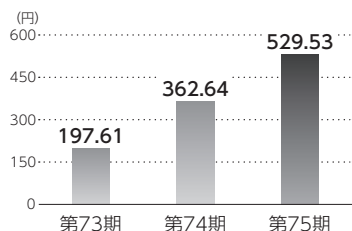
■ 経常利益



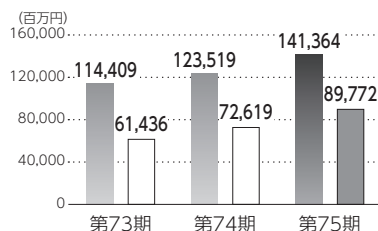
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



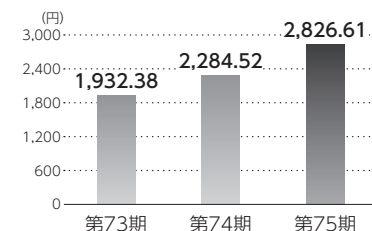
■ 1 株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



■ 1 株当たり純資産



(6) 重要な子会社の状況 (2026年2月28日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
マリサット通信サービス株式会社	10百万円	100%	船舶通信料金精算代理業
株式会社フルノシステムズ	90百万円	100%	情報関連機器の製造販売
フルノライフベスト株式会社	10百万円	100%	保険代理業および印刷業
ラボテック・インターナショナル株式会社	50百万円	100%	電磁環境測定業
FURUNO U.S.A., INC.	1,000千米ドル	100%	米国等における当社製品の販売
FURUNO (UK) LTD.	200千ポンド	100%	英国における当社製品の販売
FURUNO NORGE A/S	3,600千 ノルウェー・クローネ	100%	ノルウェーにおける当社製品の販売
FURUNO DANMARK A/S	15,000千 デンマーク・クローネ	100%	デンマーク等における当社製品の販売
FURUNO FINLAND OY	2,300千ユーロ	100%	当社製品の開発生産およびフィンランドにおける当社製品の販売
FURUNO DEUTSCHLAND GmbH	2,000千ユーロ	100%	ドイツにおける当社製品の販売
FURUNO EUROPE B. V.	100千ユーロ	100%	欧州における当社製品の販売および物流サービス
FURUNO FRANCE S.A.S.	3,048千ユーロ	100%	フランス等における当社製品の販売
FURUNO ESPAÑA S. A.	601千ユーロ	100%	スペイン等における当社製品の販売
FURUNO HELLAS S. A.	1,841千ユーロ	100%	ギリシャ等における当社製品の販売
古野香港有限公司	4,787千米ドル	100%	当社製品の製造
FURUNO SINGAPORE PTE LTD	2,502千 シンガポールドル	100%	シンガポール等における当社製品の販売およびサービス
FURUNO CHINA CO., LIMITED	30百万香港ドル	100%	中国における当社製品の販売およびサービス
FURUNO KOREA CO., LTD.	1,200百万 韓国ウォン	100%	韓国における当社製品の販売およびサービス
古野(上海)貿易有限公司	2,518,400 中国元	100%	中国における当社製品に係るサービス

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2026年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	古 野 幸 男	安全保障輸出管理本部長 特定輸出申告最高責任者
取 締 役 常務執行役員 兼 CTO	石 原 眞 次	研究開発・生産・品質、環境、技術研究所、品質統括 監理室、知的財産部、IT部、技術統括部担当 エネルギー管理統括者
取 締 役 常務執行役員 兼 CFO	和 田 豊	経営企画部、経理部、人事総務部、法務室、調達・物 流、D&I担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	矮 松 一 磨	船用機器事業部担当、船用機器事業部長
取 締 役	樋 口 英 雄	
取 締 役	香 川 進 吾	ミニストップ株式会社社外取締役 株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役 監査等委員
取 締 役	久 保 雅 子	京都女子大学地域連携研究センター特定教授 日東工業株式会社社外取締役 公益財団法人京都オムロン地域協力基金専務理事
常 勤 監 査 役	飴 谷 樹 徳	
監 査 役	村 中 徹	弁護士 弁護士法人第一法律事務所代表社員
監 査 役	山 田 昌 吾	公認会計士 山田昌吾公認会計士事務所所長 TOMOE VALVE INDUSTRY PTE LTD取締役

- (注) 1. 取締役樋口英雄、香川進吾および久保雅子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村中 徹および山田昌吾の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山田昌吾氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役樋口英雄、香川進吾および久保雅子の各氏ならびに監査役村中 徹および山田昌吾の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当社と取締役樋口英雄氏、取締役香川進吾氏および取締役久保雅子氏ならびに常勤監査役飴谷樹徳氏、監査役村中 徹氏および山田昌吾氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるマネジメントに起因する損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。) 当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

7. 会社補償契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、上記の取締役および監査役的全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給員数	報酬等の種類別の額 (百万円)			報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	153 (23)	139 (-)	16 (5千株) (-)	309 (23)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	36 (17)	- (-)	- (-)	36 (17)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	190 (40)	139 (-)	16 (5千株) (-)	345 (40)

②報酬等の決定に関する方針等

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて以下のとおり決議しております。

a.取締役の報酬の基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成しております。なお、社外取締役についてはその職務に鑑み、固定報酬のみを支払うものとしております。

b.固定報酬の決定に関する方針

固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位・職責に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮し、総合的に勘案し決定した基本報酬テーブルに基づき決定しております。なお、支給総額については、株主総会において承認された報酬額の枠内で決定いたします。

c.業績連動報酬の決定に関する方針および業績指標の内容

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標の達成度合いに応じた額を12等分し、定期同額報酬として毎月一定の時期に支給しております。業績連動報酬に係わる指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）であり、取締役の報酬および業績との連動をより明確にし、業績向上へのインセンティブを高める観点から指標として適切と判断しております。業績連動報酬の算定方法については、取締役（社外取締役除く）と執行役員の報酬総額を「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）×4.5%」としております。なお、2025年度における業績連動報酬は2024年度実績を基礎としており、2024年度の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）は114億5千7百万円でした。各人への配分については、中長期的な観点も

踏まえ、役位や職務内容、責任度合い、所管部門の主要目標の達成度、会社業績への貢献度等も考慮しております。また、社外取締役については、独立性を確保する観点から業績連動報酬は支払いません。

d.報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額に対する各報酬の割合については定めておりません。

e.株式報酬の決定に関する方針

各取締役（社外取締役を除く）に対し、株価変動のメリットとリスクをより一層株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、株式報酬として譲渡制限付株式を割り当てます。取締役の年間報酬総額の一定割合を株式報酬基準額に定め、これに役位に応じた乗率と前事業年度末の株価を基準とした支給株式数により算定します。

f.報酬決定手続き

取締役の報酬は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で客観的かつ公平に検討し、取締役会への答申、決議を経て決定しております。取締役会の委任を受けた社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、役員の個人別の内容を決定しております。監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で、監査役の協議により決定し、支給しております。

g.退職慰労金について

2007年5月24日開催の第56回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

現時点においては、取締役の個人別の報酬の額について、当社の経営および会社業績を俯瞰し各取締役の職務執行状況による評価を考慮して決定を行うには代表取締役社長執行役員兼CEO 古野幸男（担当：安全保障輸出管理本部長、特定輸出申告最高責任者）が適していると判断し、その決定を委任することとしております。その権限の内容は役員の固定報酬の額および担当業務を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。取締役会は、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会の委任を受けた社長は、当該答申の内容に従って決定しております。個人別の固定報酬および業績連動報酬の額は、取締役の報酬の決定方針に基づき、指名・報酬諮問委員会にて客観的な視点を踏まえた審議を経て決定しており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断いたしました。

④役員の報酬等に関する株主総会の決議について

取締役および監査役の報酬等の限度額は、2007年5月24日開催の第56回定時株主総会において、取締役については年額4億8千万円以内、監査役については年額7千万円以内と決議いただいております。なお、その時点での員数は取締役10名（うち社外取締役は0名）、監査

役4名（うち社外監査役2名）でありました。また、当該報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に付与する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2020年5月28日開催の第69回定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名でありました。

⑤非金銭報酬等に関する事項

上記②-e.の決定方針に記載のとおり、各取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬として譲渡制限付株式を割り当てております。当事業年度においては、2025年7月8日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とするなどの条件により5,080株（報酬債権の額1千6百万円）を割り当てております。なお、当該株式報酬の交付状況についてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「第75回 定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）－ 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

（ご参考）報酬等の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、2026年4月9日開催の当社取締役会にて、2026年5月21日開催予定の当社第75回定時株主総会第5号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件」が原案どおり承認されることを条件として、以下のとおり決議しております。

a.取締役の報酬の基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬、中期インセンティブとしての業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬（以下「PSU」という。）および長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（以下「RS」という。）により構成しております。なお、社外取締役についてはその職務に鑑み、固定報酬のみを支払うものとしております。

b.固定報酬の決定に関する方針

固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位・職責に応じて、他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮し、総合的に勘案し決定した基本報酬テーブルに基づき決定しております。なお、支給総額については、株主総会において承認された報酬額の枠内で決定いたします。

c.業績連動報酬の決定に関する方針および業績指標の内容

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬としております。なお、業績連動報酬が固定報酬の1.5倍を超えた場合、その超過額は現金報酬ではなくRSにより支給いたします。業績指標の達成度合いに応じた額を

12等分し、定期同額報酬として毎月一定の時期に支給しております。業績連動報酬に係わる指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）であり、取締役の報酬および業績との連動をより明確にし、業績向上へのインセンティブを高める観点から指標として適切と判断しております。業績連動報酬の算定方法については、取締役（社外取締役除く）と執行役員の報酬総額を「親会社株主に帰属する当期純利益×業績係数」としてしております。なお、業績係数は、親会社株主に帰属する当期純利益が100億円未満の場合は0.03とし、100億円以上200億円以下の場合は0.03（100億円の場合）と0.02（200億円の場合）を結ぶ1次方程式により算定（小数点第四位を四捨五入）するものとします。

d.報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額に対する各報酬の割合については定めておりません。

e.PSUの決定に関する方針

各取締役（社外取締役を除く、以下同じ。）に対し、中期的な経営計画目標の着実な達成を促し、当社の業績および株式価値と当社取締役の報酬との連動性を高めるため、PSUを付与します。PSUは、予め定める一定期間（以下「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に基づき算定される数の譲渡制限付株式を、業績評価期間終了後最初に開催される定時株主総会終了後に割り当てます。

f.RSの決定に関する方針

各取締役に対し、株価変動のメリットとリスクをより一層株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、RSとして譲渡制限付株式を割り当てます。取締役の年間報酬総額の一定割合を株式報酬基準額に定め、これに役位に応じた乗率と前事業年度末の株価を基準とした支給株式数により算定します。また、業績連動報酬が固定報酬の1.5倍を超えた場合、当該超過額について前事業年度末の株価を基準とした支給株式数を算定します。

g.報酬決定手続き

取締役の報酬は、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会で客観的かつ公平に検討し、取締役会への答申、決議を経て決定しております。取締役会の委任を受けた社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、役員の個人別の内容を決定しております。監査役の報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で、監査役の協議により決定し、支給しております。

h.退職慰労金について

2007年5月24日開催の第56回定時株主総会において退職慰労金制度を廃止しております。

(3) 社外役員に関する事項 (2026年2月28日現在)

①重要な兼職先と当社との関係

取締役香川進吾氏は、ミニストップ株式会社社外取締役および株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

取締役久保雅子氏は、京都女子大学地域連携研究センター特定教授、日東工業株式会社社外取締役および公益財団法人京都オムロン地域協力基金専務理事を兼務しておりますが、当社と当該会社等との間には重要な取引関係はありません。

監査役村中 徹氏は、弁護士法人第一法律事務所の代表社員弁護士を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

監査役山田昌吾氏は、山田昌吾公認会計士事務所の所長およびTOMOE VALVE INDUSTRY PTE LTDの取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	樋口 英雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席しております。製造業における企業経営者および社外役員としての豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。
社外取締役	香川 進吾	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席しております。ICT（情報通信技術）企業における経営者としての豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。
社外取締役	久保 雅子	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席しております。人事関連業務・人材サービス業における専門的な知識および経営者としての豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。
社外監査役	村中 徹	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回出席しております。主に会社法および関係諸法令の専門家としての見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	山田 昌吾	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席しております。公認会計士としての専門的見地および企業経営者としての経験から適宜発言を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,496	流動負債	34,320
現金及び預金	24,283	支払手形及び買掛金	7,575
受取手形、売掛金及び契約資産	28,258	電子記録債務	6,032
電子記録債権	1,582	短期借入金	200
商品及び製品	28,601	1年内返済予定の長期借入金	1,403
仕掛品	3,693	未払法人税等	3,536
原材料及び貯蔵品	12,761	賞与引当金	3,174
その他	3,595	製品保証引当金	897
貸倒引当金	△279	その他	11,499
固定資産	38,868	固定負債	17,272
有形固定資産	17,957	長期借入金	10,300
建物及び構築物	8,177	退職給付に係る負債	3,364
機械装置及び運搬具	1,207	繰延税金負債	334
土地	3,682	その他	3,272
その他	4,890		
無形固定資産	6,644	負債合計	51,592
のれん	695	(純資産の部)	
その他	5,949	株主資本	76,310
投資その他の資産	14,266	資本金	7,534
投資有価証券	7,066	資本剰余金	9,338
退職給付に係る資産	2,436	利益剰余金	59,593
繰延税金資産	3,474	自己株式	△155
その他	1,304	その他の包括利益累計額	13,035
貸倒引当金	△16	その他有価証券評価差額金	3,414
		為替換算調整勘定	9,397
		退職給付に係る調整累計額	222
		非支配株主持分	426
		純資産合計	89,772
資産合計	141,364	負債及び純資産合計	141,364

連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		140,616
売上原価		82,278
売上総利益		58,338
販売費及び一般管理費		42,091
営業利益		16,246
営業外収益		
受取利息	288	
受取配当金	170	
持分法による投資利益	272	
為替差益	621	
補助金収入	666	
その他	397	2,415
営業外費用		
支払利息	235	
その他	135	371
経常利益		18,291
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	1	
段階取得に係る差益	71	
負ののれん発生益	30	138
特別損失		
減損損失	65	
その他	0	65
税金等調整前当期純利益		18,363
法人税、住民税及び事業税	4,289	
法人税等調整額	△2,703	1,586
当期純利益		16,777
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		16,735

貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,653	流動負債	24,523
現金及び預金	4,234	買掛金	5,191
受取手形、売掛金及び契約資産	29,026	電子記録債権	6,027
電子記録債権	1,428	短期借入金	1,606
商品及び製品	9,721	1年内返済予定の長期借入金	1,400
仕掛品	2,951	未払金	1,676
原材料及び貯蔵品	11,256	未払法人税等	2,762
短期貸付金	844	未払費用	1,299
未収消費税等	966	契約負債	964
未収入金	395	賞与引当金	1,813
その他の金	830	製品保証引当金	725
貸倒引当金	△2	その他	1,056
固定資産	33,570	固定負債	14,415
有形固定資産	10,867	長期借入金	10,300
建物	5,623	退職給付引当金	2,632
構築物	283	繰延税金負債	584
機械及び装置	674	その他	898
車両運搬具	22		
工具、器具及び備品	907		
土地	2,887	負債合計	38,938
建設仮勘定	469	(純資産の部)	
無形固定資産	5,929	株主資本	53,077
のれん	913	資本	7,534
ソフトウェア	4,973	資本剰余金	10,157
電話加入権	43	資本準備金	10,073
投資その他の資産	16,772	その他資本剰余金	84
投資有価証券	5,495	利益剰余金	35,540
関係会社株	7,938	利益準備金	617
出資金	15	その他利益剰余金	34,922
関係会社出資金	757	別途積立金	1,490
破産更生債権	9	繰越利益剰余金	33,432
長期前払費用	390	自己株式	△155
前払年金費用	1,647	評価・換算差額等	3,207
団体生命保険	287	その他有価証券評価差額金	3,207
差入保証金	247		
貸倒引当金	△16	純資産合計	56,284
資産合計	95,223	負債及び純資産合計	95,223

損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上 高			93,461
売 上 原 価			60,681
売 上 総 利 益			32,780
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			22,271
営 業 利 益			10,509
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	32		
受 取 配 当 金	3,142		
為 替 差 益	730		
補 助 金 収 入	645		
受 託 研 究 収 益	100		
そ の 他	686		5,337
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	145		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	352		
受 託 研 究 費 用	79		
そ の 他	218		795
経 常 利 益			15,051
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	2		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1		3
特 別 損 失			
減 損 損 失	65		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	166		
そ の 他	0		232
税 引 前 当 期 純 利 益			14,822
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,686		
法 人 税 等 調 整 額	△965		1,721
当 期 純 利 益			13,101

独立監査人の監査報告書

2026年4月7日

古野電気株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 徹雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古野電気株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古野電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月7日

古野電気株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 徹雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古野電気株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月7日

古野電気株式会社 監査役会

常勤監査役 飴谷樹徳 ㊞

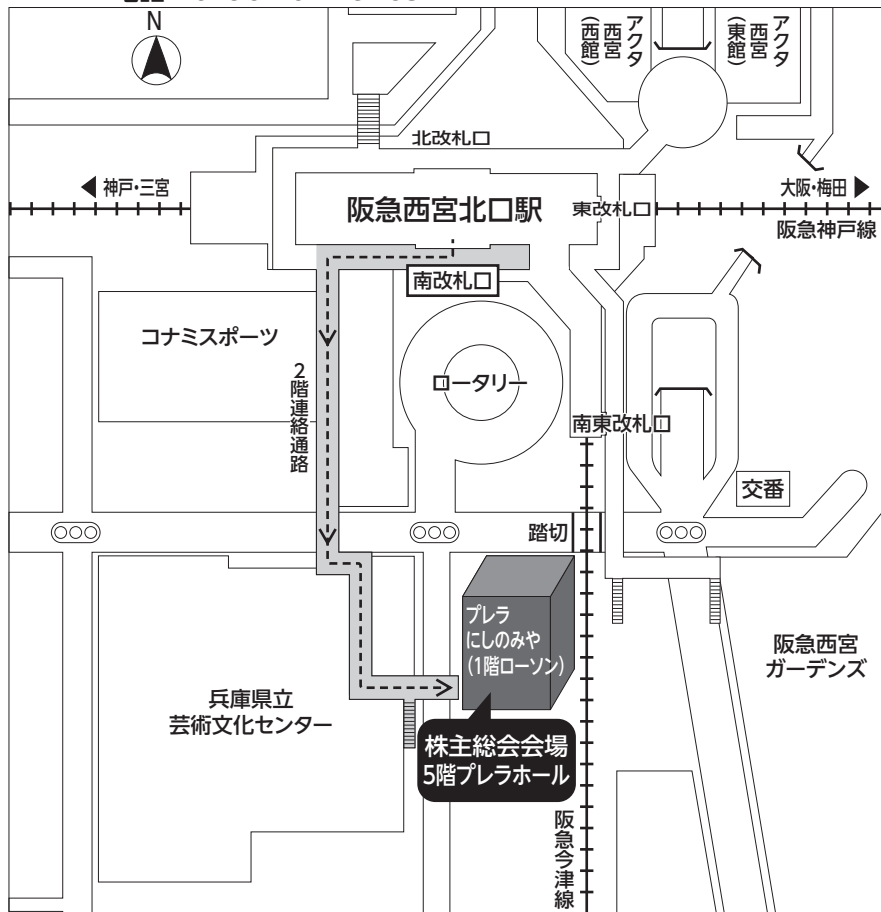
社外監査役 村中徹 ㊞

社外監査役 山田昌吾 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県西宮市高松町4番8号
プレラにしのみや 5階 (プレラホール)
電話 0798-64-9485



- ◎交通機関 阪急「西宮北口」駅下車「南改札口」徒歩約3分
- ◎会場には駐車場の用意がございませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ◎受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
- ◎上記ルートは車椅子で通行可能なバリアフリーになっております。
- ◎車椅子にてご来場の方には会場内に専用スペースをご用意しております。
会場受付からご案内申し上げます。